

日本財団職親プロジェクト約款

職親企業は、本プロジェクトに参加する前に、本約款の内容に同意し、その旨の書面を日本財団に提出した後に、本プロジェクトに参加することができます。

第1条（目的）

本プロジェクトは、法務省をはじめとする関係各省庁、企業、NPO、元受刑者らによる自助組織など社会全体からの支援を得て、少年院出院者・刑務所出所者（以下「対象者」という）の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間作りの面から包括的に支えることで、対象者が前向きに生きるため「やり直しの出来る社会」を作ることを目的とする。

第2条（活動）

本プロジェクトは、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1)一人をみんなで支える仕組づくりを行う。
- (2)就労や住居、教育、仲間作りを含めた包括的な支援を行う。
- (3)その他「誰でもやり直しが出来る社会」を目指した取り組みを行う。

第3条（職親企業）

職親企業とは、日本財団とともに本プロジェクトを構成する企業等であり、以下の要件を全て満たす企業等で、日本財団に対し職親企業として本プロジェクトへの参加を申込み、日本財団が承認した企業等をいう。

- (1)第1条に定める本プロジェクトの目的に賛同していること。
 - (2)対象者の身元引受人となる者を、当該企業等の代表者または役職員から選出すること。
 - (3)本プロジェクトに参加していることを、社内・社外に公表すること。
 - (4)日本財団もしくは日本財団が指定する者による対象者の就労状況視察を受け入れること。
 - (5)本条第3項の要件を満たす職親企業の代表者から本プロジェクト参加に関する、所定の書式による推薦を受けること。
2. 前項にかかわらず、前項(5)に定める推薦がない場合でも、企業等が以下のいずれかの条件を満たす場合には、前項の申込みができるものとする。
- (1)申込みに先立ち、当該企業等の代表者が第7条に定める連絡会議に2回以上参加すること。
 - (2)企業等の所在地における就労支援事業者機構及び保護観察所等に対して日本財団が実施する当該企業等の活動状況の確認において、保護観察所に協力雇用主として登録され、かつ、刑務所出所者等の採用実績が優れていると認められるなど、刑務所出所者等の採用可能性が高いこと。
3. 本プロジェクト参加から1年以上を経過した職親企業の代表者は、第1項(5)における他の企業等を推薦できる資格を有する。

第4条（反社会的勢力の排除）

職親企業は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとする。

- (1)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これら暴力団員等という）。
- (2)暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
- (3)自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者。
- (4)暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。

2. 職親企業は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- (1)暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (2)脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、または相手方当事者の業務を妨害する行為。
- (3)その他前各号に準ずる行為。

3. 職親企業が前2項に違反したときは、日本財団は、違反した当該職親企業に対する何らの通知催告を要することなく、当該職親企業をして本プロジェクトへの参加を取り止めさせることができるものとする。当該取り止めにより当該職親企業に損害が生じた場合にも、日本財団は何らの責任も負担しないものとする。

第5条（職親企業のなすべき事項）

職親企業は、本プロジェクトを遂行するにあたり、下記の各号に該当する事項を行わなければならない。

- (1)法務省が所管する協力雇用主制度における協力雇用主として登録する。
- (2)厚生労働省が所管するハローワークに事業主として登録する。
- (3)対象者を積極的に雇用する。
- (4)対象者を保護者とは同居させずに、日本財団の指定する中間支援施設、更生保護施設・自立準備ホーム・社員寮などに居住することに同意する。
- (5)対象者には原則として日本財団の指定する中間支援施設が提供する教育プログラムを受けさせることに同意する。
- (6)対象者には原則として週4日の就労と、週1日の教育プログラムを提供する。また本号所定の教育プログラム参加日についても給与を支払う。
- (7)連絡会議に参加する。

- (8)毎月、就労状況などの報告書を日本財団へ提出する。
- (9)登録情報、担当者などに変更があった場合は、すみやかに日本財団に報告する。
- (10)職親企業としての活動を行う上で関係する法令を遵守する。
- (11)特段の理由がある場合を除き、少年院又は刑務所内で在院者、受刑者向けの企業説明会、合同採用面接等を行う仕事フォーラムに参加する。

第6条（対象者）

本プロジェクトの対象者は、少年院からの出院者または刑務所からの出所者で以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1)少年院又は刑務所内での自立、更生の意欲が高い者。
- (2)応募時の入院又は入所に係る事犯が初入（過去に少年院での矯正教育を受けたことがなく、禁錮、懲役に処せられたことがない）、もしくは犯罪傾向の進んでいない者。
- (3)本プロジェクトが提供する教育プログラムを受講する意思のある者。
- (4)下記に該当しない者。
 - ①法定刑に死刑又は無期の懲役・禁錮がある罪を犯した者
 - ②薬物事犯者
 - ③強制わいせつ、強制性交等罪、準強制わいせつ事犯者、準強制性交等罪
 - ④満14歳未満の者に対して罪を犯した者
 - ⑤東京都暴力団排除条例第2条4号の「暴力団関係者」及び暴力団関係者でなくなったときから5年を経過しない者
 - ⑥その他本プロジェクトに相当でないと判断された者

2. 職親企業が、本条第1項にて定めた要件を満たさない者を本プロジェクトの対象にしたい場合、内定日から30日が経過するまでに、所定の書式により日本財団にその旨及びその理由を申請するものとし、日本財団は、当該書面受領日から30日以内に当該申請を認めない場合にはその旨回答するものとし、特段の回答がない場合には申請を承認したものとみなす。ただし、日本財団が上記回答期限日までに回答が困難と判断した場合、当該申請をした職親企業に、その旨及び新たな回答期限日を通知し、以後同様とする。

3. 前項に基づき本プロジェクトの対象者と認められた者を職親企業が採用する場合、職親企業は対象者の情報公開にあたり、対象者の罪状等に鑑み、犯罪被害者やマスメディアへの対応等に留意し、日本財団と十分に情報を共有しながら、日本財団に相談の上、慎重に判断するものとする。

第7条（連絡会議）

本プロジェクトは、就労体験の期間中、保護観察所その他本プロジェクトの関係者を招き、対象者の状況の報告・確認、問題点の協議・解決その他本プロジェクトの推進のために必要なことを協議するため、連絡会議を開催する。

2. 連絡会議は隔月開催とする。ただし、日本財団または職親企業のいずれかが必要と認めた場合は随時開催することができる。
3. 連絡会議には、日本財団及び職親企業の担当者が原則として必ず参加するものとする。
4. 連絡会議の詳細は別途定める。

第8条（職親企業の取消）

職親企業が次のいずれかに該当し、相当な期間を定めて是正を催告したにもかかわらず是正されなかった場合、日本財団は、当該職親企業の本プロジェクトへの参加承認を取り消すことができる。

(1)第5条の事項を実施しない場合

(2)特段の理由なく連絡会議に3回連続で欠席した場合

(3)対象者を採用した期間の終了日の翌日を起算日として1年以内に一度も求人活動を実施しない場合

2. 職親企業が法令及び公序良俗に反する行為を行い、日本財団が職親企業として不相当と判断した場合は、直ちに参加を取り止めさせることができる。
3. 職親企業は、諸事情により本プロジェクトへの参加を継続できない場合は、その理由を記した日本財団所定の書式による申請書を日本財団に送付し、日本財団からの書面による承諾を受けることにより、本プロジェクトへの参加を取り止めることができるものとする。

第9条（情報の取り扱いについて）

職親企業は、自らが収集した情報、登録情報などについて、本プロジェクトの方針に従って利用、管理されることを承諾する。

第10条（権利義務の譲渡）

職親企業は、本約款に基づいて発生した権利および義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第11条（守秘義務）

職親企業は、本プロジェクト及び日本財団の事前の承認なくして、本プロジェクトへの参加にあたって知り得た日本財団及び他の職親企業の業務上、技術上、その他一切の秘密情報（個人情報を含む。）を公表もしくは第三者へ開示し、または本約款で定められた事項以外の目的で使用してはならない。

2. 前項の定めに係わらず、次の各号の位置に該当する情報については、前項の適用外とする。
 - (1)職親企業が知り得た時点で、既に公知になっていた情報
 - (2)職親企業が知り得た後、職親企業の責によらない事由により公知になった情報
3. 本条の規定は、職親企業でなくなった後も適用されるものとする。

第12条（損害賠償）

日本財団および職親企業は、本プロジェクトに関連して、自己の責に帰すべき事由により、他の本プロジェクト構成員（日本財団、職親企業）及び第三者に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

第13条（約款の変更等）

1. 日本財団は、本約款を変更することができる。
2. 日本財団は、本約款を変更しようとする場合、電子メールまたは本プロジェクトに関するウェブサイト等を使い随時、職親企業に告知する。
3. 前項に基づき、本変更を告知した日から本プロジェクトが定める期間（定めがない場合は告知の日から4週間）以内に職親企業が参加を取りやめない場合、当該職親企業は本約款の変更に同意したものとみなし、当該職親企業と日本財団との間で変更後の約款の効力が発生するものとする。

第14条（協議・管轄裁判所）

1. 本プロジェクトに関連して日本財団と職親企業との間で疑義、問題が生じた場合、都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。
2. 前項の協議によっても疑義、問題が解決しない場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則 （2015年11月6日NF第2015046746号）

この約款は、2015年11月6日より施行する。

附 則 （2018年10月4日NF第2018066092号）

この約款は、2018年10月4日から施行する。